

第11回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成22年3月26日 9：00－10：30

場 所：経済産業省本館17階東8第1共用会議室

出席委員：茅委員長、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員、森口委員

1. 国内クレジットの認証等

- ・国内クレジットの認証申請があった66件について、排出削減量が承認排出削減事業計画に従って事業計画を実施した結果生じているのか等の要件についての審査機関による確認結果を報告。審議の結果、66件の国内クレジット認証申請について、認証され、計26,540t-CO₂の国内クレジットが発行された。
- ・承認排出削減事業計画内容に変更が生じた場合の取扱いについて明確にするため、関連する認証委員会規程の整備が承認された。

2. 排出削減事業の承認等

- ・今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果等を報告。審議の結果、97件の排出削減事業について承認された。
- ・第10回委員会（平成22年2月19日開催）以降に提出のあった65件の排出削減事業計画案について報告が行われた。
- ・なお、上記計画案の他、前回委員会で改善されたバンドリング手法を用いたプログラム型排出削減事業計画案が1件提出された。

3. 方法論の承認・申請受付

- ・第10回委員会（2月19日）において申請を受け付けた、2件の排出削減方法論について、パブリックコメント（2月20日～3月5日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査を行ったことを、事務局より報告。審議の結果、申請のあった2件の排出削減方法論について承認された。但し、ベースラインで想定する標準的な機器の考え方について、次回委員会において審議を行うこととなった。
- ・また、第10回委員会（2月19日）から3月26日までに事業者から提出のあった、7件の排出削減方法論について、今後パブリックコ

メントに付し次回以降の認証委員会において承認に向けた審議を行うこととなった。

4. 審査機関の登録

- ・事務局から、第10回委員会（2月19日）以降、登録申請のあった審査機関について報告。審議の結果、申請のあった審査機関の登録について承認。

5. その他

- ・今回の委員会開催までに複数の排出削減共同実施者から国内クレジットの償却が事務局に対し申請され、それに基づき国内クレジット制度においては初事例となる国内クレジットの償却がなされたことが報告された。
- ・翌年度から国内クレジットの管理・記録が、セキュリティ強化、口座開設を行った排出削減事業共同実施者が自らの保有口座情報をWEB上で参照できる機能等の追加を行った国内クレジット管理システムにおいてなされる予定であることが報告された。
- ・次回認証委員会の開催時期については、事務局において改めて調整することとなった。

6. 委員の発言及び質疑

<承認排出削減事業の変更の取扱いについて>

（熊崎委員）

- ・承認排出削減事業の変更に関して申請受付番号 149. の志田材木店であるが、モニタリング指標はこれまで木材乾燥量で見るのが多く、稼働時間が記録されていることが殆どなかった。乾燥室の稼働時間をモニタリング指標として変更するのは良い。

<排出削減事業の承認等について>

（森口委員）

- ・移行限界電源方式に基づく算定においては全電源方式に基づく算定に比べて手間がかかるため、例えば省電力タイプの排出削減事業においても全電源方式を選択するという事情は理解できるが、算定のコストをかけてでもそれに見合う価値を得られるケースがあるはずなので、今後も事務局においては移行限界電源方式の周知徹底を図ってほしい。

- ・ 更新後の設備における燃料費が高い等の理由で投資回収が困難である事業について、事業者側が実施するということを止めることはできないが、そもそも事業としての妥当性について疑問があることは申し上げておきたい。
- ・ 事前に資料を見た際に、投資回収が困難である排出削減事業の追加性の根拠で、投資回収年数の短縮が見込めるからという記述があり修正してもらったが、登録審査機関のほうで、追加性についてもきちんと審査をしてほしい。

(茅委員長)

- ・ 投資回収が困難である事業に関する森口委員の指摘は、事業の妥当性について事業者側に注意を促す必要があるということ。事務局側で考慮してほしい。

(熊崎委員)

- ・ 申請受付番号 48. の投資回収年数 57 年は木質バイオマス関連事業として長い。何か特殊な事情があったと思われるが、こうした事情についてコメントが記載されているとよい。

<プログラム型排出削減事業計画案について>

(棕田委員)

- ・ 太陽光発電設備の導入を内容とする排出削減事業計画案について、全量買取制度はどういった形でクレジットの計算に反映されるのか。

(事務局)

- ・ 現在の国内クレジット制度における「太陽光発電設備の導入」の方法論では、自家消費に相当する部分をクレジットとして認めるものになっている。したがって仮に全量買取制度が導入された場合、系統電力に供給がなされたという評価がなされるので、いわゆる自家消費の部分がなくなるという考え方も想定される。いずれにせよ、今後、買取制度の検討もなされていくので、その際に改めて、国内クレジットの取扱いを審議頂きたいと考えている。

(茅委員長)

- ・ 全量売る場合でも投資回収は長く、10 年程度はかかると想定される。そういった設備導入を自ら進んで実施しようと思う消費者は少なく、また実施すれば排出削減になるため、国内クレジットの対象にしてもよいと個人的には考えている。次回以降の委員会の中で一度議論したい。

(松橋委員)

- ・ 全量買取制度と余剰電力の買取制度との比較で、私どもの大学院の研究では余剰電力の買取制度の方が費用対効果が高いという結果も出ている。全量買取制度が導入されたら、今まで作った方法論が無に帰すというよりも投資回収年数が変わってくるという考え方とし、また物理的には自家消費はしているので、その分を考慮すべきではないか。

<排出削減方法論の承認について>

(森口委員)

- ・ 排出削減方法論に関して設備を新設するというものは過去にもあったが、今回の新規方法論においては、「標準的な熱源設備」とは何かということ定義するのは難しいため、慎重な検討が必要である。本方法論は系統電力消費が増えるものであり全電源方式の適用が想定されるが、仮に移行限界電源方式を適用した場合に、標準的な熱源設備に比べてCO2排出量が増えてしまうケースも考えられ得る。
- ・ 何を「標準」とするのかを含め、本当にCO2削減に寄与するのかについて審査し、認証する仕組みを作ってほしい。また、その際、適切な「標準」の判断をどこまで登録審査機関等に委ねるのが良いのか併せて検討して欲しい。仮に当該判断を登録審査機関等に委ねるのであれば、登録審査機関等の要件における「審査対象となる排出削減事業の技術に関する専門技術」には、ベースラインの考え方の基となる標準的な技術に係る専門知識も含まれるということをはっきりさせるべきではないか。

(茅委員長)

- ・ 本方法論については今回承認するが、何を「標準的な熱源設備」とするかについては、次回以降の委員会で検討することとしたい。

<方法論の申請受付について>

(森口委員)

- ・ 新規に申請を受け付けた方法論についても、「電気自動車の新規導入」方法論等では、何を「標準的な自動車」とするのか検討が必要である。関係者に対して、「標準」の考え方について先行する議論があったことを伝えて必要な準備をして頂きたい。

(茅委員長)

- ・ 新しいものを導入する場合は、必ず何が「標準」であるか決めなければならない。

(熊崎委員)

- ・ 「バイオマスを燃料とするストーブの新設」方法論について、ペレットストーブは燃料の形も一定していて効率も良いが、薪ストーブは効率の基準をどう設定するか検討する必要がある。

文責：事務局